

女性と年金一次期年金制度改正への視点一

昨年12月に公表された「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会・報告書」には、従来の年金論議に欠けていたいくつかの視点が盛り込まれている。そこで、この報告書により浮き彫りになった次期年金制度改正に向けた重点課題を検討する。

公的年金制度には、世代を通じて変化してはならない原則があるべきだが、他方、時代と共に変化しなければならない部分もある。たとえば、高度成長期までは存在した「夫が外で働き、妻は家庭を守る」という「家庭観」はもはや通用しない。また、夫婦が老後まで共に添い遂げるといったことも廃れつつあるかもしれない。

女性のライフスタイルは、男性と比較しても、極めて多様性に富む時代に入ってきた。大学や大学院への進学率は高まり、高学歴化に伴う出産年齢の高齢化によって出生数も減少している。いわゆる少子化時代の到来である。そして、主婦の子育てが終わると、パートタイマーで働くのが一般的な家庭のスタイルとなっている。一方で、離婚率は趨勢的に増加している。若い世代でも、派遣社員のような部分就業が女性の典型的な働き方となるなど、雇用形態は確実に変化しつつある。

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会・報告書」の内容は、女性の年金問題だけでなく、実は夫婦制度や雇用、税制など年金制度だけでは必ずしも解決できない問題を扱っている。当報告書が提示する6つの課題は以下のとおりである（図表1）。

図表1 6つの課題

論点	ポイント
① 標準的な年金(モデル年金)の考え方	女性の一定の厚生年金加入期間を前提とした、「共働きモデル」を想定
② 短時間労働者等に対する厚生年金の適用	多様な就労に対して年金保障を充実し、厚生年金の適用拡大を図る方向性
③ 第3号被保険者問題	いわゆる専業主婦と共働き世帯の妻との公平性の問題
④ 育児期間等への配慮	女性の育児期間の年金加入期間通算など、年金制度で考慮すべき点について検討
⑤ 離婚時の年金分割	離婚時の年金分割が可能となる仕組みについて専門的・技術的な論点を検討
⑥ 遺族年金制度	共働き世帯と片働き世帯の均衡、女性の納付期間の給付への反映など

課題①は、従来の「世帯モデル」が現状に合わないことを認めた点で画期的である。しかし、「共働きモデル」といっても、その典型的な姿を想定することは難しい。夫婦とも正規雇用されるモデルなのか、一方は部分就労なのかなど、報告書では女性のライフスタイルごとに仮定計算を示しているが、夫婦の年収や離職期間の想定が難しいため、実態を正しく把握した上で設計に生かす努力が更に必要であろう。

課題②は、女性の問題に止まらず、フリーターなど若年の短期雇用者全般にわたる大きな課題として捉えるべきである。厚生年金の適用拡大は望ましいかもしれないが、標準報酬が低い加

入者の増大は、年金財政を悪化させる懸念がある。仮に、年収 65 万円のパートタイム労働者まで適用拡大すると、9,400 円程度の月額保険料となり、国民年金保険料の 13,300 円よりも低くなる。したがって、事業所の事務負担や国民年金の改革とあわせて議論する必要がある。

課題③の第 3 号被保険者の問題は、古くから議論の的となってきた。趣旨は、専業主婦と共働きの妻とが年金制度上、公平に扱われていないのではという、共働きの妻側からの問題提起である。最も素朴な批判は、専業主婦には夫が支払う国民年金保険料だけで国民年金が支給されるのに、共働きの妻は、夫も自分も保険料を支払う、二重払いではないかというものである。

しかし、世帯収入ベースで年収が同額（たとえば 1,000 万円）の家庭では、専業主婦世帯も共働き世帯も年金保険料、年金給付は同じである。一方、独身サラリーマンからは、他人の専業主婦の妻の保険料を払っているとの批判もあろう（図表 2）。したがって、論点の一つは「夫婦の保険料を分割すべきかどうか」ということになろう。分割するのであれば、夫も厚生年金と国民年金の保険料をそれぞれ分けて支払う方が良いことになる。この議論をもっと進めれば、そもそも夫婦の所得を折半して考える（二分二乗）ことになろう。

図表 2 保険料負担および給付額の比較

●ケース1 (万円)

	収入	保険料 (収入×0.1)	年金	年金		年金/ 保険料
				基礎 年金	報酬比例 (収入×0.3)	
夫	1,000	100	378	78	300	3.78
妻	0	0	78	78	0	—
世帯計	1,000	100	456	156	300	4.56

●ケース2 (万円)

	収入	保険料 (収入×0.1)	年金	年金		年金/ 保険料
				基礎 年金	報酬比例 (収入×0.3)	
夫	500	50	228	78	150	4.56
妻	500	50	228	78	150	4.56
世帯計	1,000	100	456	156	300	4.56

●ケース3 (万円)

	収入	保険料 (収入×0.1)	年金	年金		年金/ 保険料
				基礎 年金	報酬比例 (収入×0.3)	
単身者	1,000	100	378	78	300	3.78

このような論点を含めて、報告書では、第 I ~ 第 VI 案まで 6 通りの案を併記して、より議論を深める必要があるとしている（図表 3）。しかし、本質的には、女性の年金問題として捉えるだけでは視野が狭く、無所得者や低所得者への制度適用、保険料徴収等の問題、すなわち、真の社会的弱者をいかに定義し、救済策を構築するかという広い視野で捉える必要がある。

図表 3 第 3 号被保険者制度に関する見直し案

第 3 号に係る負担の取扱い	内容
第 I 案 【負担能力に応じて負担】 妻: 定率負担	潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求めるという仕組み。
第 II 案 【受益に着目して負担】 妻: 定額負担	第 2 号被保険者の定率保険料は第 3 号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第 3 号被保険者たる妻自身に、第 1 号被保険者と同額（現在 13,300 円）の保険料負担を求めるという仕組み。
第 III 案 【受益に着目して負担】 夫: 定額負担	第 2 号被保険者の定率保険料は第 3 号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第 3 号被保険者のいる世帯の夫には、それに第 1 号の保険料と同額（13,300 円）を加算した保険料負担を求めるという仕組み。
第 IV 案 【受益に着目して負担】 夫: 定率負担	まず第 2 号被保険者の定率保険料を第 3 号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第 3 号被保険者のいる世帯の夫には、それに第 3 号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第 3 号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求めるという仕組み。
第 V 案 【応能負担をより徹底する形で負担】 夫: 定率負担	夫の所得が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目し、高所得者について、標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求めるという仕組み。
第 VI 案	第 3 号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み（その他の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求める。）。

出所) 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会・報告書